

(問い合わせ先)  
令和5年2月7日  
広島県農林水産局  
担当者：向井  
内線：3502  
電話：082-513-3502

**世羅町における高病原性鳥インフルエンザの発生に係る  
移動制限区域の解除及び一部消毒ポイントの運営終了について  
(県内1・2・3例目)**

令和5年2月7日  
畜産課

12月16日、19日及び27日に、世羅町で発生した高病原性鳥インフルエンザ(県内1・2・3例目)については、移動制限区域(発生農場から半径3km圏内の家きんや卵などの移動を禁止する区域)を設定していましたが、家畜伝染病予防法で規定された発生農場の防疫措置の完了から21日を経過したため、国と協議し、2月7日(火)午前0時をもって解除しました。

併せて、一部の消毒ポイントの運営を終了しました。

**1 移動制限区域の解除**

令和5年2月7日(火)午前0時00分

※この区域に含まれる農場はない。

**2 消毒ポイントの運営終了について**

令和5年2月7日(火)午前0時00分

終了した消毒ポイント：①せらにし青少年旅行村(世羅郡世羅町黒川527-14)

**3 報道機関へのお願い**

- (1) 我が国ではこれまで家きん肉、家きん卵を食べることにより、人に感染した例は報告されていません。
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いします。特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は、防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
- (3) 今後とも、本件に関する情報提供に努めてまいりますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。

(別紙)

消毒ポイント一覧表

番号	場 所	運営状況
①	せらにし青少年旅行村	終了 (2月7日(火)午前0時)
②	三次市三和支所	継続
③	世羅町せらにし支所	継続
④	東広島市福富支所	継続
⑤	三良坂IC パーキングエリア	継続
⑥	せら文化センター	継続
⑦	せらの里 (三原交通隣)	継続